

確 認 事 項

1. 本サービスについて、貴行が受信したパスワード（顧客番号、暗証番号）と、当社(私)からあらかじめ届け出たパスワードが一致したときは、当社(私)からの送信とみなしてお取扱いください。
2. 振込依頼人からの訂正依頼、受取証券類の不渡り、その他相当の事由がある場合には、貴行がすでに連絡済の内容であっても、これを何時でも変更または取消されて差支えありません。
3. 回線の不通、機器障害、その他止むを得ない事情がある場合には、本サービスが受けられなくても異議を申し立てません。
4. 本サービスの当初契約料は、利用申込時に支払います。また月間使用料及び振込手数料は、後払いとし毎月10日（当日が銀行の休日の場合は翌営業日）に1ヵ月分（引落月の前月1日から月末まで）を、当社(私)の指定預金口座から引落してください。この場合、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出はしません。
5. 前項の当初契約料は、本サービス契約を解約した場合でも返還の請求はしません。また本サービスを解約するときは、月間使用料（当月1ヵ月分を含みます）を前項の指定日にかかわらず、即時、当社(私)の指定預金口座から引落してください。
6. 本サービスの利用にあたり、たとえ事故が生じても貴行の責によるものを除き、貴行に対し一切損害賠償の請求をしません。
7. 振込入金明細、入出金明細の照会可能期間は、当日を含め7営業日間です。

以 上

データ受付サービス(顧客承認方式)ご利用規定

1. サービスの内容

データ受付サービス（顧客承認方式）（以下「顧客承認方式」という）は、契約者ご本人（以下「依頼人」という）からデータ伝送により受付した振込等の依頼データ（以下「受付データ」という）の内容を当行があらかじめ指定された依頼人のファクシミリに送信し、依頼人自らがファクシミリ受信内容を確認して当行のファクシミリ専用電話あて受付データの承認または取消の通知を行うものとしします。

2. 受付データの確認

- (1) 当行は、受付データの正当性を依頼人自らが確認するため10.データ受付サービス(顧客承認方式)により指定された依頼人の「ご利用ファクシミリ番号」あて「受付データ承認手続のご依頼」をファクシミリ送信します。
- (2) 依頼人は受信した「受付データ承認手続のご依頼」の内容を確認し、当行所定の「受付データ承認時限」（以下「承認時限」という）までに自らが送信したデータと一致する場合は「承認」、一致しない場合または取消する場合は「取消」の旨（以下「承認通知」という）を、当行とあらかじめ取決めした暗証番号を入力して当行のファクシミリ専用電話あて通知するもの

とします。

- (3) 当行は、当行所定のデータ受付時限を過ぎても依頼人からの承認通知が無い場合は、承認時限までに依頼人に「受付データ承認手続のご依頼（2回目）」により再度受付データの確認を依頼します。

3. 受付データの処理

- (1) 当行は、依頼人からファクシミリ専用電話により受信した承認通知により、「承認」の場合は受付データを別途当行と依頼人が締結した協定書等に基づき処理し、「取消」の場合は受付データを取消します。
- (2) 前記 2 - (3)における受付データの再確認依頼後、当行所定の承認時限までに承認通知が無い場合は、当行において依頼人からの受付データを取消します。
この場合、当行は、依頼人に受付データ取消の旨を「ご利用ファクシミリ番号」あての「受付データ取消のご連絡」により通知します。
取消した受信データを再度送付する場合は、データ受付サービスの最初からの手続によるものとします。

4. 受付データの処理結果の通知

当行は、受付データの処理結果について依頼人に「ご利用ファクシミリ番号」あての「承認結果のご案内（依頼）」により通知します。

5. 免責事項

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱いまたは受付データの通知が遅延したり不能となった場合、また、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
なお、当行が承認通知を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる受付データの確認の際、当行のファクシミリ専用電話あて通知された委託者番号、暗証番号とあらかじめ当行と取り決めた委託者番号、暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえば、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行は、前項 3 -(2)の承認時限までに承認通知が無い場合の受付データ取消について生じた損害については責任を負いません。

6. 届出事項の変更等

暗証番号、手数料決済口座、ご利用ファクシミリ番号等の届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

また、「オンラインデータ伝送サービス」を解約した場合は本サービスも解約したものとします。

8. 金融 EDI 情報の取扱い

契約者は本サービスの取引上に設定される金融 EDI 情報を、当行が次の利用目的達成のために必要な範囲で利用することに同意することとします。

当行は、金融 EDI 情報を第三者に提供する必要が生じた場合、法令に基づく場合等、合理的に必要性が認められる場合または個別の契約者が特定できない状態で提供する場合を除き、お客さまの同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供します。

(1) 当行内における市場調査、商品・サービスの企画・開発上の分析、マーケティング分析等

(2) 新たな商品・サービスに関する営業推進・提案活動等

9. サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります、契約者は追加・変更後の規定に従うものとします。

10. サービスの廃止

本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止することができます。また、サービス廃止時には、本規定を追加・変更する場合があります、契約者は追加・変更後の規定に従うものとします。

11. サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当行のホームページその他の方法によりお知らせします。

12. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

13. 譲渡・質入などの禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れ、第三者への貸与などはできません。

14. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15. 規定の変更

本規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。なお、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。

以 上